

【補足資料】

電気供給事業者への情報提供の求めについて

市町村から電気供給事業者への情報提供依頼の流れ

市町村は調査の対象である所有者等が把握できない空家等に関し、その所在から
電気供給に係る一般送配電事業者を特定



(1)

市町村から一般送配電事業者へ、当該空家等への接続供給契約に関する
「電気小売事業者等の名称」などの情報提供を依頼



一般送配電事業者から市町村へ、当該空家等への接続供給契約に関する
「電気小売事業者等の名称」などの情報を提供



(2)

市町村から電気小売事業者等へ、当該空家等への電気供給契約に関する
「契約者等」に関する情報提供を依頼



電気小売事業者等から市町村へ、当該空家等への電気供給契約に関する
「契約者等」に関する情報を提供



市町村は取得した「契約者等」に関する情報をもとに、
「契約者等」に接触するなどして所有者特定を実施

市町村から電気供給事業者への情報提供依頼の運用方法(P1の(1)関係)

公開情報、市町村内部情報等を用いた市町村による空家等所有者等の探索

市町村から
一般送配電
事業者への
情報提供
の求め

上記によって所有者等が特定できない場合、他の方法と合わせて必要性等を各市町村にて判断

【依頼方法】以下を記載した依頼書を一般送配電事業者へ送付(郵送) **【添付資料①-1参照】**

- ①依頼日 ②依頼市町村(長)名 ③空家等の所在地 ④空家等への電気供給に関する情報※
- ⑤市町村が求める情報 ⑥情報提供を求める根拠(法令等) ⑦空家等の所在地の分かる地図
- ⑧問い合わせ先(市町村担当者) ⑨遵守事項等

※電気メーター番号、供給地点特定番号又は電柱番号(記載は任意。本情報があることによって正確な情報の特定が可能)

【市町村が求める情報】当該空家等への接続供給契約に関する以下情報

○(契約中の場合)「電気小売事業者等の名称」・「契約開始年月日」・「供給地点特定番号」※2

○(廃止中の場合)「電気小売事業者等の名称」※1・「廃止年月日」※1・「供給地点特定番号」※2

※1:直近の契約に係るもの ※2:市町村にて空家等への電気供給に関する情報のいずれも判明していない場合

一般送配電
事業者から
市町村への
回答

依頼受領から回答まで、概ね2週間～3週間程度を想定

【回答方法】以下を記載した回答書を市町村へ送付(郵送)

- ①「市町村が求める情報」への回答内容
- ②(①に回答できない場合)回答できない理由
- ③留意事項等

次ページ(市町村から電気小売事業者等への情報提供の求め)へ続く

市町村から電気供給事業者への情報提供依頼の運用方法(P1の(2)関係)

前ページ(市町村から一般送配電事業者への情報提供の求め)からの続き

市町村から
電気小売
事業者等への
情報提供
の求め

一般送配電事業者から回答を得た「電気小売事業者等」に対し情報提供を求める

【依頼方法】以下を記載した依頼書を電気小売事業者等へ送付(郵送) 【添付資料②-1参照】

- ①依頼日 ②依頼市町村(長)名 ③空家等の所在地 ④空家等への電気供給契約に関する情報
- ⑤空家等への電気供給に関する情報※ ⑤市町村が求める情報
- ⑥情報提供を求める根拠(法令等) ⑦空家等の所在地の分かる地図
- ⑧問い合わせ先(市町村担当者) ⑨遵守事項

※電気メーター番号、供給地点特定番号又は電柱番号

【市町村が求める情報】当該空家等への電気供給契約者等に関する以下情報

- (契約中の場合)契約者等の「氏名」・「住所※」・「連絡先(電話番号)」
- (廃止中の場合)直近の契約者等の「氏名」・「住所※」・「連絡先(電話番号)」

※判明した場合のみ、転居先等を含む。

依頼受領から回答まで、概ね2週間～3週間程度を想定

電気小売
事業者等
から市町村
への回答

【回答方法】以下を記載した回答書を市町村へ送付(郵送等)

- ①「市町村が求める情報」への回答内容
- ②(①に回答できない場合)回答できない理由
- ③留意事項

提供を受けた情報をもとに市町村から契約者等へ接触(書面郵送・電話連絡・訪問等)

情報提供依頼書の記載方法(一般送配電事業者向けの添付資料①-1)

依頼先事業者を誤らないよう、必要に応じて事業者にご確認ください。

所在地は地番ではなく、住居表示「丁目」「番」「号」などは利用せず、全て「ー(ハイフン)」を利用ください。

このままご記載ください。

依頼書に添付している別紙「根拠法令等」をそのままご利用ください。

情報提供依頼について担当者部署名や担当者名、連絡先等をご記載ください。

情報提供依頼書

添付資料①-1

〇〇第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇市(区町村)長 〇〇 〇〇

(一般送配電事業者名) 御中

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて(依頼)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。

記

1. 提供を依頼する対象

(1) 電気の供給先となる空家等の所在地(住居表示)

〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X

(2) 当該空家等への電気供給に関する情報

電気メーター番号: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇 電柱番号: 〇〇〇〇

2. 提供を依頼する情報

1. (1)に所在する空家等への接続供給契約に係る以下の情報

(1) 依頼日時において接続供給契約が継続している場合

①電気小売事業者等の名称 ②契約開始年月日 ③供給地点特定番号*

(2) 依頼日時において接続供給契約が廃止されている場合

①直近の契約の電気小売事業者等の名称 ②直近の契約廃止年月日 ③供給地点特定番号*

3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

4. 別添資料

電気の供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図

5. 問い合わせ先

〇〇市役所 都市政策部 住宅・公共建築課 住宅政策担当 (XXXX)

住所 〇〇市〇〇町X-Y-X 電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第10条第3項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第27条第1項)に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第3項に定めたとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町村内部の情報(文書)管理ルールその他関係法令に則り、適正に管理いたします。

※: 1. (2)のいずれも判明していない場合のみ。

以上

注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること

文書番号と依頼日を記載してください。

市町村長名を記載してください。

空家等の調査等で判明した情報があれば、ご記載ください。(記載は任意ですが、記載することで事業者が正確な情報を特定できるため、可能な範囲でご記載ください。)

必ず添付してください。

記載のとおり、事業者からの回答で得た情報は、適切に利用・管理してください。

情報提供依頼書の記載方法(電気小売事業者等向けの添付資料②-1)

一般送配電事業者からの回答で得た電気小売事業者等をご記載ください。必要に応じて事業者にご確認ください。

所在地は地番ではなく、住居表示「丁目」「番」「号」などは利用せず、全て「- (ハイフン)」を利用ください。

一般送配電事業者からの回答に応じて、継続の場合か廃止の場合のいずれかを記載ください。() の記載は不要です。

依頼書に添付している別紙「根拠法令等」をそのままご利用ください。

情報提供依頼について担当者部署名や担当者名、連絡先等をご記載ください。

情報提供依頼書

添付資料②-1

〇〇 第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇市(区町村)長 〇〇 〇〇

(電気小売事業者等名) 御中

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて (依頼)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 10 条第 3 項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に必要情報の提供を依頼します。

記

1. 提供を依頼する対象

(1) 電気の供給先となる空家等の所在地(住居表示)

〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X

(2) 当該空家等への電気供給契約に関する情報

契約状況: 継続中(廃止済) 契約開始年月日(契約廃止年月日): 〇年〇月〇日

(3) 当該空家等への電気供給に関する情報

電気メーター番号: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇 電柱番号: 〇〇〇〇

2. 提供を依頼する情報

1. (1) に所在する空家等への電気供給契約に係る以下の情報

(本依頼日時において契約が継続している場合)

①契約者名 ②契約者等の連絡先住所* ③契約者等の連絡先(電話番号)

(本依頼日時において契約が廃止されている場合)

①直近の契約者名 ②直近の契約者等の連絡先住所* ③直近の契約者等の連絡先(電話番号)

3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

4. 別添資料

電気の供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図

5. 問い合わせ先

〇〇市役所 都市政策部 住宅・公共建築課 住宅政策担当 (XXXX)

住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第 10 条第 3 項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第 27 条第 1 項)に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第 10 条第 3 項に定めたとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町村内部の情報(文書)管理システムその他の関係法令に則り、適正に管理いたします。

※: 判明した場合のみ、転居先等も含まれます。

以上

注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること

文書番号と依頼日を記載してください。

市町村長名を記載してください。

一般送配電事業者からの回答をそのままご記載ください。

空家等の調査等で判明した情報があれば、ご記載ください。

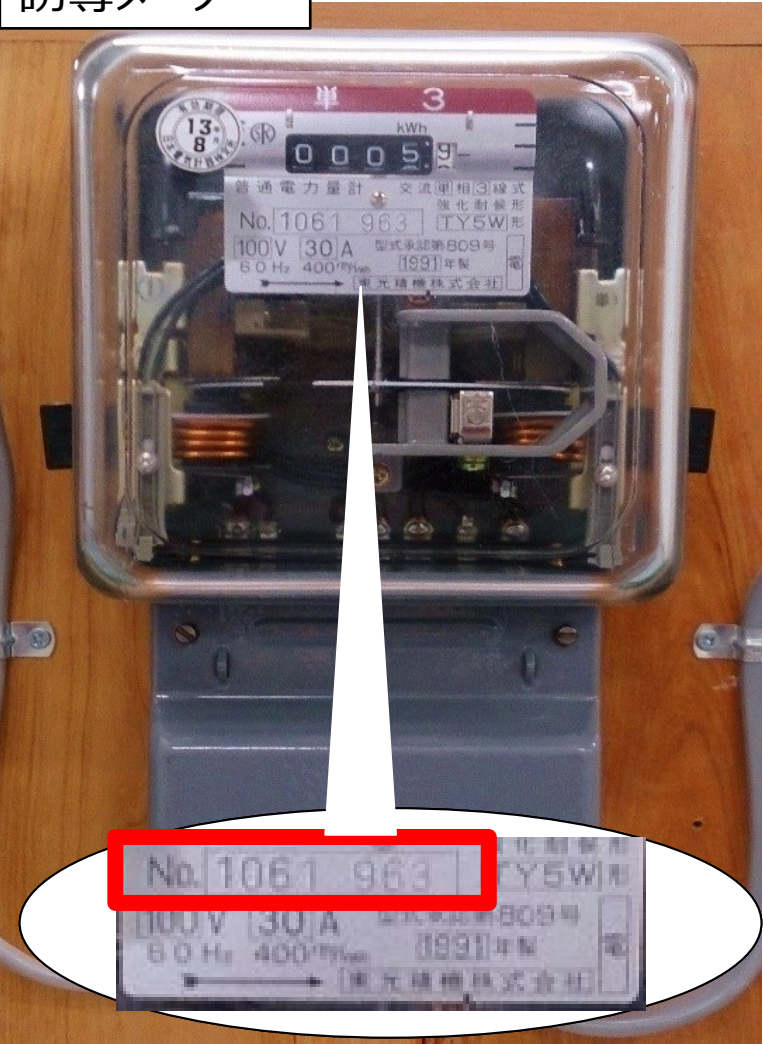
必ず添付してください。

記載のとおり、事業者からの回答で得た情報は、適切に利用・管理してください。

電気メーター番号・供給地点特定番号・電柱番号について(一例)

電気メーター番号とは、各メータ毎に採番されている番号で、住所や使用名義と照らしあわせ、供給地点の特定が可能です。(下図、赤枠部分が電気メーター番号)

誘導メーター



スマートメーター



電気メーター番号・供給地点特定番号・電柱番号について(一例)

供給地点特定番号とは、電気を供給する地点を特定するため需要場所単位に設定している22桁の番号です。(全国共通) 電気の検針票や廃止中に電気の使用量が上がっていた場合投函される文書に記載されています。

供給地点特定番号(受電地点特定番号)

※1

※2

各エリアの電力会社にて採番

	低圧	高圧
※1	エリアコード	
※2	「0」	「1」

廃止中に電気の使用量が上がっていた場合投函される書類 (関西送配電)

電氣をご使用になるお客さまへのお願いとお知らせ

本日お問い合わせしたところ、電氣をご使用されていることを確認いたしましたが、現在、お客さまと小売電氣事業者との間で、電氣のご契約がされていない状態です。

電氣のご契約は、お客さま自身で、ご希望される小売電氣事業者へのお申込みをお願いいたします。

※すでに電氣をご使用されている場合は、ご使用を開始された日でご希望の小売電氣事業者とご契約ください。

※電氣のご契約のお申込み、お問い合わせは関西電力送配電では受付ができませんので、資源エネルギー庁のホームページなどで小売電氣事業者の一覧をご確認のうえ、小売電氣事業者へお申込みをお願いいたします。(インターネットで「登録小売電氣事業者一覧」と入力し検索ください。)

なお、20××年××月××日までにお客さまが小売電氣事業者へお申込みをされたことが確認できない場合は、電氣火災等への保安の必要もございますので、電氣を停止させていただきます。ご了承ください。

20××年××月××日

小売電氣事業者の一覧は、資源エネルギー庁ホームページをご確認下さい。



＜本通知に関するお問い合わせ先＞

関西電力送配電株式会社 送配電コンタクトセンター

電話0800-777-3081

〔土・日・祝・年末年始を除く〕9時～17時

※電氣の契約に関するお中込やお問い合わせは、契約を希望する小売電氣事業者へ直接ご連絡をお願いいたします。

供給地点特定番号

0601234567890123410000

計器番号1

987

計器番号2

654

 関西電力送配電株式会社

電気メーター番号・供給地点特定番号・電柱番号について(一例)

電柱番号とは、電柱を効率的に保守管理するため、一般送配電事業者によって電柱につけられている番号です。以下のとおり、電柱には他事業者の番号が記載されている可能性もあるため、どちらが電柱番号か迷った際はいずれも依頼書に記載するようにしてください。



【弊社電柱標識・番号】(表示例: 電柱標識「六町」、電柱番号「35」)
電力会社のマークが表示されている標識をご確認ください。
標識が上下に取付されている場合は、下方に取付されている標識が電柱の所有者となります。
※電柱標識に漢数字が付される場合や電柱番号が、3〜4桁表記となる場合があります。



【他事業者標識】
標識が上下に取付されている場合は、下方に取付されている標識が電柱の所有者となります。
他事業者の電柱の移設・改修の場合は、他事業者へお問い合わせください。

資料提供: 東京電力パワーグリッド株式会社

電柱・電線

Q. 電柱番号はどのようにしたら確認できますか？

A. 電柱番号は、電柱に取り付けられているプレートにてご確認くださいませようお願いします。

(例) 電柱番号「中之島浜 4北3東2」

● 中之島浜 4 北3 東2 72●14	● ナカシマ 4 北3 東2 72●14
----------------------------------	----------------------------------

当社の電柱番号は、
① 「冠称名(漢字、又はカタカナ)」と
② 「漢字(東、西、南、北)と数字」
または
「アルファベット(E、W、S、N、G)と数字」
で構成されております。

※電柱が建設された年(西暦)の下二桁と電柱の長さです。
(この数字は電柱番号ではありません。)

地上から3mほどの高さのところに、写真のようにプレートが取り付けられております。
なお、電柱番号は、当社用とNTT用の2種類があります。
プレートが上についている方が、その電柱を所有する事業者であることを示しております。

【当社の電柱番号】
中之島浜 4北3東2

【NTTの電柱番号】
東筑前 4L2

※なお、当社またはNTTどちらの電柱かご不明な場合は、お問い合わせの際、双方の電柱番号をお伝えいただきますようお願いいたします。

資料提供: 関西電力送配電株式会社

電気供給事業者への情報提供依頼における留意点

- 情報提供依頼は電話等口頭ではなく、依頼書を事業者へ郵送することとしてください。
- 事業者から取得した情報は、法の施行の範囲内のみで利用されるものであるため、目的外での情報取得又は利用(例:地域新電力(小売電気事業)に関与している職員が所属する他部署等が、当該地域新電力の営業のために情報提供を依頼する又は情報を取得する等)は、法や電気事業法、個人情報保護法等に抵触する可能性があります。各市町村におかれましては、適切な情報の取り扱いをお願いいたします。
- 依頼書に記載する内容と、事業者が保有する情報が合致しない、事業者が情報を保有していない、その他事業者の判断等により、市町村の求める情報を提供できない場合があります。なお、「電気メーター番号・供給地点特定番号・電柱番号」を記載いただくことで、事業者がより正確に情報を特定することができますので、可能な限りご記載をお願いします。
- 市町村から事業者への情報提供依頼については、回答まで通常2～3週間程度を要します。また、事業者が対応する情報提供依頼の件数等によっては、それ以上の期間がかかる場合がある点にご留意ください。
- 事業者から提供された電気供給契約の契約者等が、当該調査対象となる空家等の所有者等ではない可能性がある点にご留意ください。
- その他、情報提供依頼に関して事業者から要望等があった場合は、適宜ご協議ください。

電気供給事業者への情報提供依頼のご担当部署(2024年3月4日更新)

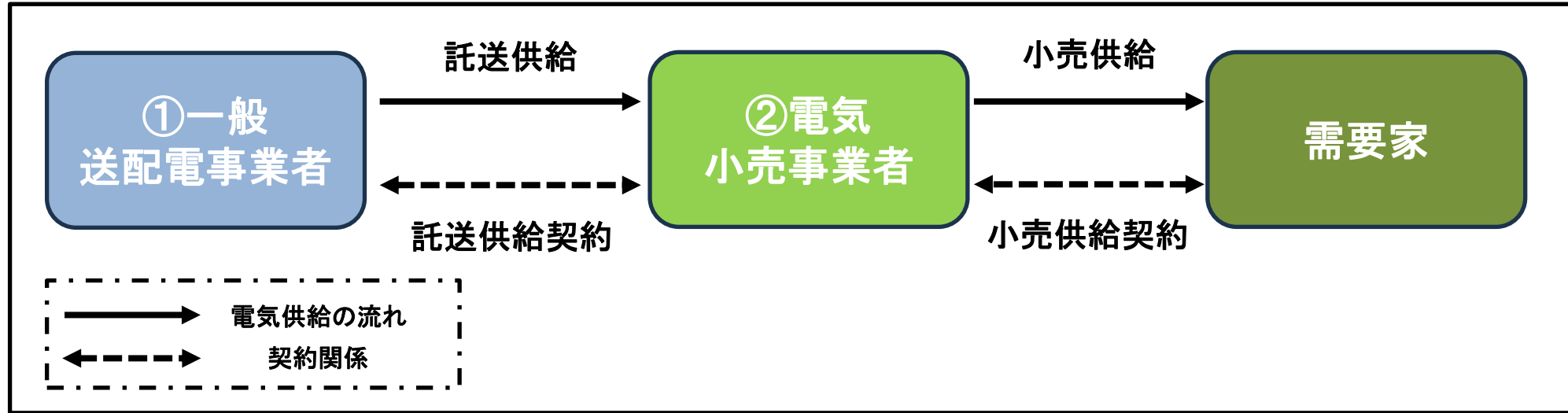
【一般送配電事業者】(一般送配電事業者一覧は[こちら](#))

エリア	会社名	ご担当部署・依頼書提出先	電話番号
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社	最寄り事業所のお客さまサービスグループ(課)(以下URLより確認) (https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/index.html)	左記HPにてご確認ください。 ※音声ガイダンス後、「5」
東北	東北電力ネットワーク株式会社	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号 仙台MTビル8階 ネットワークサービスセンター 契約3グループ	0570-783-501 ※音声ガイダンス後、「3」
関東(除離島)	東京電力パワーグリッド株式会社	〒135-0016 東京都江東区東陽4丁目11番38号JMFビル東陽01 1階 ネットワークサービスセンター 低圧受付第一グループ	0120-995-007
関東(離島)	東京電力パワーグリッド株式会社	〒160-8440 東京都新宿区新宿5丁目4番9号 東京総支社 お客さまサービスG	0120-933-375
中部	中部電力パワーグリッド株式会社	〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町1番地 ネットワークサービスセンター 託送運営G	0570-03-5600
北陸	北陸電力送配電株式会社	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3番1号 ネットワークサービスセンター コンタクトセンター	0120-837-119
関西	関西電力送配電株式会社	〒530-6691 大阪市北区中之島6丁目2番27号 中之島センタービル26階 託送営業部 ネットワークサービスセンター 計画G	06-7501-0695
中国	中国電力ネットワーク株式会社	〒730-0855 広島県広島市中区小網町6番12号 中電工平和大通りビル7階 ネットワークサービスセンター 業務運営第一課	https://www.energia.co.jp/nw/company/office/freedial/
四国	四国電力送配電株式会社	〒761-8550 香川県高松市室新町973番地1 ネットワークコールセンター	https://www.yonden.co.jp/nw/company/index.html#s01
九州	株式会社九電送配サービス	〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目10番26号天神南ビル 契約グループ	092-726-1679
九州(離島)	九州電力送配電株式会社	〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 開示請求受付係	092-981-9156
沖縄	沖縄電力株式会社	〒901-2602 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 本店構内 別館5階 ネットワークサービスセンター	098-877-3225

【小売事業者等】(電気小売事業者一覧は[こちら](#))※最新情報は各事業者HP等をご確認ください。

⇒小売事業者等の代表番号や問合せ窓口に連絡のうえ、ご担当部署を確認ください。

【通常の小売供給】



この場合市町村は本紙のとおり、以下の順でそれぞれの事業者へ情報提供依頼を行ってください。

①一般送配電事業者 ⇒ ②電気小売事業者

【補足資料】

ガス供給事業者への情報提供依頼について

市町村からガス供給事業者へ情報を求める場合の流れ

市町村は調査の対象である所有者等が把握できない空家等に関し、その所在から都市ガス供給に係る一般ガス導管事業者を特定



(1) 市町村から一般ガス導管事業者へ、当該空家等へのガス供給契約に関する「ガス小売事業者等の名称」などの情報提供を依頼



一般ガス導管事業者から市町村へ、当該空家等へのガス供給契約に関する「ガス小売事業者等の名称」などの情報を提供



(2) 市町村からガス小売事業者等へ、当該空家等へのガス供給契約に関する「契約者等」に関する情報提供を依頼



ガス小売事業者等から市町村へ、当該空家等へのガス供給契約に関する「契約者等」に関する情報を提供



市町村は取得した「契約者等」に関する情報をもとに、「契約者等」に接触するなどして所有者特定を実施

市町村からガス供給事業者への情報提供依頼の運用方法(P13の(1)関係)

公開情報、市町村内部情報等を用いた市町村による空家等所有者等の探索

上記によって所有者等が特定できない場合、他の方法と合わせて必要性等を各市町村にて判断

市町村から
一般ガス導管
事業者への
情報提供
の求め

【依頼方法】以下を記載した書面を一般ガス導管事業者へ送付(郵送) **【添付資料①-2参照】**

- ①依頼日 ②依頼市町村(長)名 ③空家等の所在地 ④空家等へのガス供給に関する情報※
- ⑤市町村が求める情報 ⑥情報提供を求める根拠(法律) ⑦空家等の所在地の分かる地図
- ⑧回答期限 ⑨問い合わせ先(市町村担当者) ⑩遵守事項

※: ガスメーター社番又は供給地点特定番号(記載は任意。本情報があることによって正確な情報の特定が可能)

【市町村が求める情報】当該空家等へのガス供給契約に関する以下情報

○(契約中の場合)「小売事業者名等の名称」・「託送供給契約開始予定日又は開栓作業年月日」・
「供給地点特定番号」※2

○(閉栓中の場合)「小売事業者名等の名称」※1・「閉栓作業年月日」※1・「供給地点特定番号」※2

※1: 直近の契約に係るもの ※2: 市町村にて空家等へのガス供給に関する情報のいずれも判明していない場合

依頼受領から回答まで、概ね2週間～3週間程度を想定

一般ガス導管
事業者から
市町村への
回答

【回答方法】以下を記載した書面を送付(郵送)

- ①「市町村が求める情報」への回答内容
- ②(①に回答できない場合)回答できない理由
- ③留意事項

次ページ(市町村からガス小売事業者等への情報提供の求め)へ続く

市町村からガス供給事業者への情報提供依頼の運用方法(P13の(2)関係)

前ページ(市町村から一般ガス導管事業者への情報提供の求め)からの続き

市町村から
ガス小売
事業者等
への情報提供
の求め

一般ガス導管事業者から回答を得た「ガス小売事業者等」に対し情報提供を求める

【依頼方法】以下を記載した書面をガス小売事業者等へ送付(郵送) 【添付資料②-2参照】

- ①依頼日 ②依頼市町村(長)名 ③空家等の所在地
- ④空家等へのガス供給契約に関する情報 ⑤空家等へのガス供給に関する情報※
- ⑥市町村が求める情報 ⑦情報提供を求める根拠(法律) ⑧空家等の所在地の分かる地図
- ⑨回答期限 ⑩問い合わせ先(市町村担当者) ⑪遵守事項

※ガスメーター社番又は供給地点特定番号

【市町村が求める情報】当該空家等へのガス供給契約締結者(契約者)に関する以下情報

- (契約中の場合)契約者の「氏名」・「住所※」・「連絡先(電話番号)」
- (閉栓中の場合)直近の契約者の「氏名」・「住所※」・「連絡先(電話番号)」

※判明した場合のみ、転居先や常駐場所(当該空家等が別荘の場合等)を含む。

依頼受領から回答まで概ね2週間～3週間程度を想定

ガス小売
事業者等
から市町村
への回答

【回答方法】以下を記載した書面を送付(郵送等)

- ①「市町村が求める情報」への回答内容
- ②(①に回答できない場合)回答できない理由
- ③留意事項

提供を受けた情報をもとに市町村から契約者等へ接触(書面郵送・電話連絡・訪問等)

情報提供依頼書の記載方法(一般ガス導管事業者向けの添付資料①-2)

依頼先事業者を誤らないよう、必要に応じて事業者にご確認ください。

所在地は地番ではなく、住居表示「丁目」「番」「号」などは利用せず、全て「ー(ハイフン)」を利用ください。

このままご記載ください。

依頼書に添付している別紙「根拠法令等」をそのままご利用ください。

情報提供依頼について担当者部署名や担当者名、連絡先等をご記載ください。

情報提供依頼書

添付資料①-2

〇〇 第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇市(区長村) 長 〇〇 〇〇

(一般ガス導管事業者名) 御中

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて(依頼)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に必要情報の提供を依頼します。

記

1. 提供を依頼する対象

(1) ガスの供給先となる空家等の所在地(住居表示)

〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X

(2) 当該空家等へのガス供給に関する情報(依頼日時時点で判明しているもの)

ガスメーター社番^{※1}: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇

2. 提供を依頼する情報

1. (1) に所在する空家等へのガス供給契約に係る以下の情報

(1) 依頼日時時点で供給契約が継続している場合

①ガス小売事業者等の名称^{※2} ②託送供給契約開始予定日又は開栓作業年月日^{※1} ③供給地点特定番号^{※3}

(2) 依頼日時時点で閉栓されている場合

①直近の契約のガス小売事業者等の名称^{※2} ②直近の契約の開栓作業年月日^{※1} ③供給地点特定番号^{※3}

3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

4. 別添資料

ガスの供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図

5. 回答期限

〇年〇〇月〇〇日

6. 問い合わせ先

〇〇市役所 都市政策部 住宅・公共建築課 住宅政策担当(XXXX)

住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第10条第3項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第27条第1項)に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第3項に定めたとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町村内部の情報(文書)管理ルールその他関係法令に則り、適正に管理いたします。

※1: 「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル(電力・ガス取引監視等委員会)」に基づく用紙

※2: 卸売ガス小売(ワンタッチ卸)事業者が存在している場合、可能であれば最終ガス小売事業者等の名称

※3: 1. (2) のいずれも判明していない場合のみ。

以上

注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること

文書番号と依頼日を記載してください。

市町村長名を記載してください。

空家等の調査等で判明した情報があれば、ご記載ください。
(記載は任意ですが、記載することで事業者が正確な情報を特定できるため、可能な範囲でご記載ください。)

必ず添付してください。

依頼書が事業者に着してから、概ね2週間～3週間程度を目安に設定ください。

記載のとおり、事業者からの回答で得た情報は、適切に利用・管理してください。

情報提供依頼書の記載方法(ガス小売事業者等向けの添付資料②-2)

一般ガス導管事業者からの回答で得たガス小売事業者等をご記載ください。必要に応じて事業者にご確認ください。

所在地は地番ではなく、住居表示「丁目」「番」「号」などは利用せず、全て「- (ハイフン)」を利用ください。

一般ガス導管事業者からの回答に応じて、継続の場合か閉栓の場合のいずれかを記載ください。() の記載は不要です。

依頼書に添付している別紙「根拠法令等」をそのままご利用ください。

情報提供依頼について担当者部署名や担当者名、連絡先等をご記載ください。

情報提供依頼書

添付資料②-2

〇〇 第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇市(区・町村) 長 〇〇 〇〇

(ガス小売事業者等名) 御中

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて (依頼)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に必要情報の提供を依頼します。

記

1. 提供を依頼する対象

(1) ガスの供給先となる空家等の所在地(住居表示)

〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X

(2) 当該空家等へのガス供給契約に関する情報

契約状況: 継続中(又は閉栓済)

託送供給契約開始予定日又は開栓作業年月日^{※1}(又は閉栓作業年月日^{※1}): 〇年〇月〇日

(3) 当該空家等へのガス供給に関する情報(依頼日時時点で判明しているもの)

ガスメーター社番^{※1}: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇

2. 提供を依頼する情報

1. (1)に所在する空家等へのガス供給契約に係る以下の情報

(本依頼日時時点で供給契約が継続している場合)

①契約者等名 ②契約者等住所^{※2} ③契約者等連絡先(電話番号)

(本依頼日時時点で閉栓されている場合)

①直近の契約者等名 ②直近の契約者等住所^{※2} ③直近の契約者等連絡先(電話番号)

3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

4. 別添資料

ガスの供給先となる空家等の所在等が分かる住宅地図

5. 回答期限

〇年〇〇月〇〇日

6. 問い合わせ先

〇〇市役所 都市政策部 住宅・公共建築課 住宅政策担当(XXXX)

住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第10条第3項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第27条第1項)に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第3項に定めるとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町村内部の情報(文書)管理ルールその他関係法令に則り、適正に管理いたします。

※1: 「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル(電力・ガス取引監視等委員会)」に基づく用紙です。なお、一般ガス導管事業者による当該年月日の抽出の仕方や予定日の変更等により、貴社が保有している情報と異なる場合があります。

※2: 判明した場合のみ、転居先や常駐場所(当該空家が別荘の場合等)も含みます。

以上

注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること

文書番号と依頼日を記載してください。

市町村長名を記載してください。

一般ガス導管事業者からの回答をそのままご記載ください。

空家等の調査等で判明した情報や一般ガス導管事業者からの回答で得た情報があれば、ご記載ください。

必ず添付してください。

依頼書が事業者に着してから、概ね2週間～3週間程度を目安に設定ください。

記載のとおり、事業者からの回答で得た情報は、適切に利用・管理してください。

ガスメーター社番・供給地点特定番号について(一例)

ガスメーター社番とは、各メーター毎に採番されている番号で、住所や使用名義と照らしあわせ、供給地点の特定が可能です。(下図、赤四角部分がガスメーター社番)



ガスメーター社番・供給地点特定番号について(一例)

供給地点特定番号とは、ガスを供給する地点を特定するため需要場所単位に設定している原則17桁（各一般ガス導管事業者が設定）の番号です。検針票等に記載があります。

大阪ガス

ご使用量のお知らせ

大阪 太郎 様

ご使用番号

12-34-567-89-0120

いつも大阪ガスをご利用いただきありがとうございます。
◎本証により弊社の係員が集金することはありません。

2020年 3月分

請求予定金額 (総計)

14,990円

ガス料金(3月分)	合計	5,538円	ご
電気料金(2月分)	合計	8,853円	ご
その他	合計	605円	

口座振替予定日

3月17日

振替ができなかった

ガスご契約

一般

電気ご契約

ペースAG

ガス供給地点特定番号

12345678901234567

電気供給地点特定番号

1234567890123456789012

今回ガス検針日

3月 5日

今回電気検針予定日

4月 6日

参考: 大阪ガス株式会社HP (https://faq.osakagas.co.jp/faq/show/754?site_domain=default)

ガス供給事業者への情報提供依頼における留意点

- 情報提供依頼は電話等口頭ではなく、依頼書を事業者へ郵送することとしてください。
- 事業者から取得した情報は、法の施行の範囲内のみで利用されるものであるため、目的外での情報取得又は利用は、法やガス事業法、個人情報保護法等に抵触する可能性があります。各市町村におかれましては、適切な情報の取り扱いをお願いいたします。
- 依頼書に記載する内容と、事業者が保有する情報が合致しない、事業者が情報を保有していない、その他事業者の判断等により、市町村の求める情報を提供できない場合があります。なお、「ガスメーター社番・供給地点特定番号」を記載いただくことで、事業者がより正確に情報を特定することができますので、可能な限りご記載をお願いします。
- 市町村から事業者への情報提供依頼については、回答まで通常2～3週間程度を要します。また、事業者が対応する情報提供依頼の件数等によっては、それ以上の期間がかかる場合がある点にご留意ください。
- 事業者から提供されたガス供給契約の契約者等が、当該調査対象となる空家等の所有者等ではない可能性がある点にご留意ください。
- その他、情報提供依頼に関して事業者から要望等があった場合は、適宜ご協議ください。
- 本情報提供依頼は都市ガス供給事業者に対するものであるため、プロパンガス事業者への情報提供依頼については、個別に当該事業者へお問い合わせください。

【一般ガス導管事業者】

⇒一般ガス導管事業者の代表番号や問合せ窓口
に連絡のうえ、ご担当部署を確認ください。

(一般ガス導管事業者一覧は[こちら](#))

※最新情報は各事業者HP等をご確認ください。

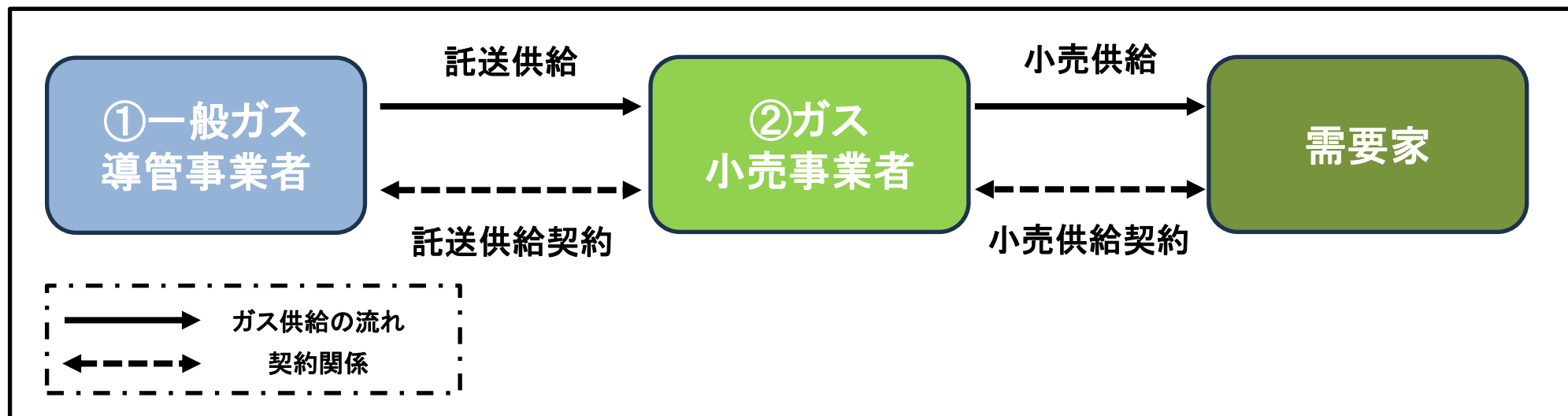
【ガス小売事業者等】

⇒ガス小売事業者等の代表番号や問合せ窓口
に連絡のうえ、ご担当部署を確認ください。

(ガス小売事業者一覧は[こちら](#))

※最新情報は各事業者HP等をご確認ください。

【通常の小売供給】

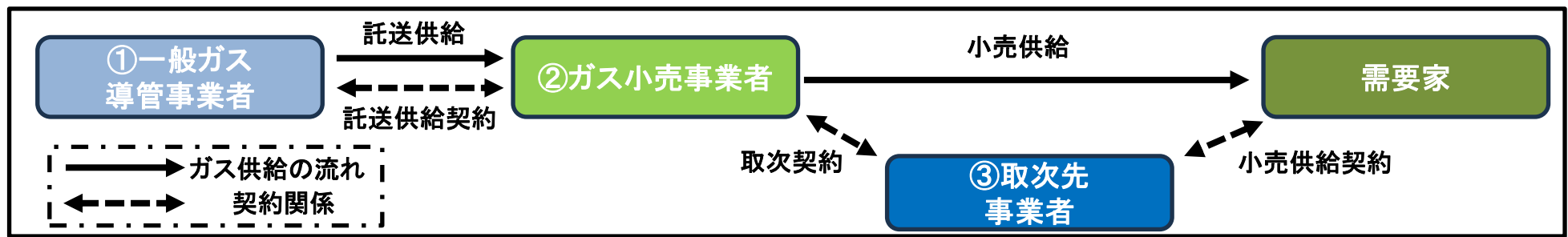


この場合、市町村は本資料のとおり、以下の順でそれぞれの事業者へ情報提供依頼を行ってください。

①一般ガス導管事業者 ⇒ ②ガス小売事業者

【参考】ガス供給事業者への情報提供依頼の例外的な流れについて

【取次先事業者が存在する場合】

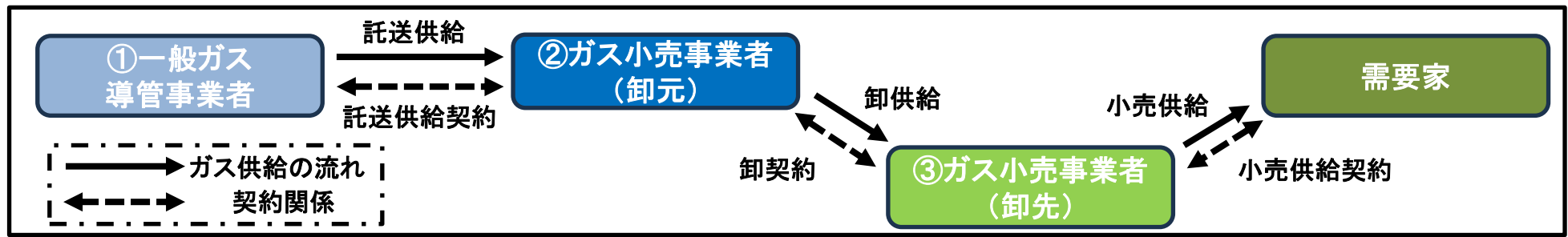


ガス供給事業者が提供できる情報は、原則当該事業者が締結している契約に基づく情報のみですので、この場合、市町村は以下の順でそれぞれの事業者へ情報提供依頼を行う必要があります。

①一般ガス導管事業者 ⇒ ②ガス小売事業者 ⇒ ③取次先事業者※1

※1：取次先事業者への情報提供依頼は、ガス小売事業者等向けの情報提供依頼書を利用ください。

【小売事業者(卸元)(=ワンタッチ卸事業者)が存在する場合】



ガス供給事業者が提供できる情報は、原則当該事業者が締結している契約に基づく情報のみですので、この場合、市町村は以下の順でそれぞれの事業者へ情報提供依頼を行う必要があります。※2

①一般ガス導管事業者 ⇒ ②ガス小売事業者(卸元)※3 ⇒ ③ガス小売事業者(卸先)

※2：この場合であっても、①一般ガス導管事業者からの回答で、③ガス小売事業者(卸先)に関する情報を取得できることもあります。

※3：②ガス小売事業者(卸元)への情報提供依頼は、ガス小売事業者等向けの情報提供依頼書を利用ください。